

RVG 代理店規約

この RVG 代理店規約(以下「本規約」といいます。)は、RVG(以下「当社」といいます。)が代理店制度について、代理店(以下「代理店」といいます。)と当社との間に適用されるものとします。

代理店昇格条件

代理店となるには、①または②の条件を満たす必要がある。

①3単位(3アカウント)以上の紹介

ツールの種類は問わない。自己契約は紹介数には含まれない。

②代理店登録料 10 万円の支払い

代理店継続料

代理店昇格後、代理店継続料が発生する。

⇒代理店継続料 月額 1 万円

代理店継続料には、代理店契約価格でのツール利用料が含まれる。

RVG ツール、いずれかのツール2つまで利用可能(それ以上は通常ツール価格で増加は可能)

自己契約分は報酬には含まれない。

代理店となった翌月の満期日より代理店契約価格でのツールの使用が可能

代理店継続条件

代理店となった月から 12 ヶ月以内に新規での 1 契約以上の申し込みがなかった場合には代理店資格を失うが、また条件を満たす事で代理店再登録は可能。代理店解除となった場合はツールの使用料は通常に戻る。

代理店となった月を更新月とし 1 年毎に契約更新を行う。12 ヶ月の間に 1 契約以上の新規申し込みがあり当社と代理店双方に継続意思がある場合は自動更新とする。

代理店の使用料が満期日より 1 日以上遅れた場合は代理店資格を失う。それまでの紹介料は当月分までは支払うものとする。(遅延理由が証明出来るものを当社が確認出来る場合はこの限りではない。)

代理店を自ら辞退した場合には紹介料は代理店登録最終月までは支払うがそれ以降は発生しない。

本規約に定められていない事項があった場合には当社がその都度決定する。

本規約は必要に応じて当社が変更できる権利を有する。

紹介報酬

紹介者購入者のツール利用料金の 26%を紹介報酬として支払う。

紹介者購入者がツール利用を継続中は紹介報酬も継続発生する。

但し、代理店資格を喪失した際はこの限りではない。

紹介報酬の支払いは、月末締め翌月 10 日払い、銀行振り込みまた BTC にて支払う。

銀行振り込みまた BTC での支払い区分はツール利用者の支払い方法に準ずる。

子代理店制度

代理店の顧客または代理店を希望する第三者を RVG 代理店として紹介した場合は、代理店直属の子代理店とする。

代理店は子代理店の販売したツール代金の 4%を受取る事が出来る。

子代理店の紹介購入者がツール利用を継続中は紹介報酬も継続発生する。

勧誘方針

利用者には必ず当社が定める利用規約を読んでもらい、同意を確認の上で当社へ紹介する。

当社からツールエビデンスは一切提供しないが自己ロール分のエビデンスで集客するのは自由。

利回りに関して等の具体的な数字は代理店の自己ロールから算出して勧誘資料とする。

但し当社が公表しているバックテスト結果は使用可能とする。

ツールの稼働設定に関しては、当社からは一切助言はしない。

代理店は投資助言業に抵触しない範囲でツール契約者へのアドバイスは自己責任のもと可能とする。

契約者には原則当社 LINE@に登録してもらい当社サポートから支払い方法案内、ツールの受け渡し、ツールトラブル時のサポートを受ける形とする。

勧誘方法は、SNS・ブログ・対面勧誘など方法は問わない。但し代理店の勧誘に関して虚偽や改竄があった場合、また紹介者よりその報告が当社に入った場合には事実関係を確認した上で事実と当社が認めた場合には代理店資格を即剥奪する。

資格剥奪となった場合の報酬は代理店規定の通り、当月分までの報酬は支払うものとする。

以上の本規約にはない重大な違反や悪質な行為と当社が判断した場合はこの限りではない。